

違反対象物の公表制度

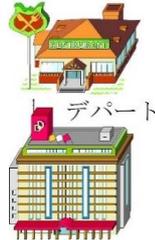
が平成30年4月1日から始まります。

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を二宮町のホームページで確認できる制度です。

公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店など不特定多数の方が利用する建物や、病院・福祉施設などの1人で避難することが困難な方が利用する建物です。

レストラン



ホテル



病院



福祉施設



公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反です。

※ 下記「建物関係者の方へ」もお読みください。

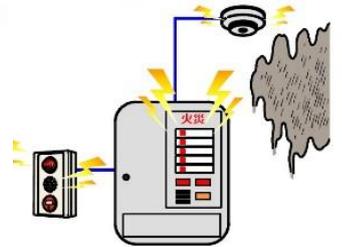
屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備



公表の方法は

二宮町のホームページに掲載します。

公表の内容は

建物の名称、所在地、違反の内容、その他消防長が必要と認めた事項です。

公表までの流れは

消防機関による
立入検査の実施

⇒ 重大な消防法令
違反の確認

⇒ 立入検査結果
通知書の交付

⇒ 関係者に対する
公表の事前周知

公表



立入検査結果の通知から14日経過した日においても、なおその違反が認められる場合



建物関係者の方へ

次のような場合には、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に消防本部予防班にご相談ください。

- 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
 - 飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
 - 窓などの開口部をふさぐ、窓にフィルムを貼付する場合
- 詳しくは裏面の注意事項をご覧ください。

問い合わせ先

二宮町消防本部消防課予防班

電話: 0463-72-0015

FAX: 0463-72-0117

メール: firedept@town.ninomiya.

kanagawa.jp

建物関係者の方へ

消防用設備等の設置規制は、建物の規模や用途に応じて変わることがあります。

次のようなことを計画している場合には、必ず事前に二宮町消防本部にご相談ください。

増築や改築、隣接建物との接続を行う場合の注意点

建物の延べ面積の増加により、消防用設備等の設置義務が生じることがあります。

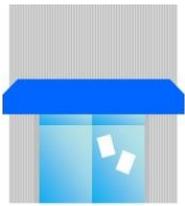


【増築・改築】
【建物の接続】



建物の用途を変更・新たなテナントが入居する場合の注意点 (飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などに変更)

用途変更や新たなテナントが入居した場合、消防用設備等の設置義務が生じることがあります。



【用途変更】
【新規入居】

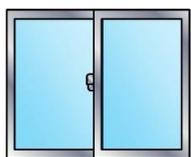


専用住宅、事務所、事務所専用ビル

物品販売店、飲食店、病院、福祉施設など

窓や扉などの開口部をふさぐ、窓にフィルムを貼付する場合の注意点

建築当時に設けられた開口部を、合板などでふさいだり、窓にフィルムなどを貼り付けることにより、無窓階になることがあります。無窓階とは、避難や消火活動上有効な開口部を一定面積以上有しない階をいい、無窓階となることで新たな消防用設備等の設置義務が生じることがあります。



【フィルムの貼付】
【窓・扉の閉鎖】

